

釧路市アイヌ施策推進地域計画新旧対照表

新	旧
1～5(略)	1～5(略)
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)(略)	6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)(略)
(2)地域・産業振興事業 総事業費: <u>1, 552, 469</u> 千円 ・(略) ・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業 事業内容:4－2掲載事業と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費: <u>278, 985</u> 千円 ・(略)	(2)地域・産業振興事業 総事業費: <u>1, 545, 968</u> 千円 ・(略) ・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業 事業内容:4－2掲載事業と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費: <u>272, 484</u> 千円 ・(略)
(3)(略)	(3)(略)
7～10(略)	7～10(略)

釧路市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
釧路市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体
北海道釧路市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

釧路地区(旧釧路市)においては、釧路川河口の高台を中心に古くからコタンが形成され和人との交易がなされており、それらは幕府がアイヌの人々と交易を行う釧路場所へと移行するという歴史があった。また阿寒地区(旧阿寒町)では、多くのアイヌの人々が本町地区周辺に居住し、阿寒湖周辺を狩場としてクマやシカを獲り、釧路場所での交易品としていた。

しかしながら明治以降の政府の勸農政策の影響により、アイヌの人々の生活は農耕主体の生活へと生活様式が変遷し、阿寒湖周辺をアイヌの狩場とするイオルは急速に失われ、伝統的な生活文化の継承も次第に困難になっていった。

釧路市には現在 1,091 人のアイヌの人々が居住し釧路市全人口の約0.6%を占めており、この数字は全道の人数の約8.3%に当たる(H29アイヌ生活実態調査)。

釧路市のアイヌ施策は、令和元年度に「釧路市アイヌ施策推進地域計画」を策定し、市内のアイヌ関連団体と連携・協力しながら、様々な施策を推進してきている。

釧路地区においては、釧路アイヌ協会が活動の拠点とし、例年イチャルパ等の儀式を行っているほか、道外から当市へ移住、長期滞在する方々や観光客を取り込んだアイヌ文化を体験できる事業として、刺繍、木彫、舞踊、トンコリ、語学、料理などの講習会等を行っている、アイヌ文化の発信拠点として重要な役割を担っている春採生活館を建替し、祭事や儀式、文化伝承事業の機能を充実させた。

一方で、釧路市立博物館や釧路市動物園においてもそれぞれにアイヌ文化の情報発信を行っているところであるが、釧路市立博物館においては世界最古級の木綿衣をはじめ貴重な所蔵品があるものの従来の手法では紹介が困難であり、デジタル技術を活用した展示等の新たな手法による情報発信が求められているほか、釧路市動物園においては体系的なアイヌ文化の情報発信までには至っておらず、アイヌの人々の自然との共生と動物たちの関連性を持たせた発信が求められる。

また、阿寒アイヌ協会の主な活動の拠点となる阿寒湖温泉地区については、戦後観光業が盛んになるにつれ、工芸品販売や歌、踊りなどアイヌ文化への需要が高まり、道内他地域からアイヌ工芸家等が流入し、昭和34年には前田一歩園園主の前田光子氏がアイヌ民族に土地を無償提供し、それまで分散していたアイヌ民族が集結。その後共同作業場が設置され、民工芸品店が軒を連ねる道内でも最大規模を誇る現在のアイヌコタンの原型が出来上がった。工芸家の中からは、故瀧口政満氏や故藤戸竹喜氏、故床ヌブリ氏など著名な工芸作家が誕生している。

上記のような経緯もあり、阿寒湖温泉地区においては、古くからアイヌ民族と和人とが協働したまちづくりを行ってきており、阿寒湖のアイヌ文化は他の地域にはない特色を有し、同じ市にある釧路地区と比べても異なった状況となっている。

しかしながら、阿寒湖温泉地区においても、アイヌコタンを支えてきた工芸家等が高齢化し、さらにはアイヌ工芸をはじめとするアイヌ文化を担うべき次世代の担い手についても、地域経済の低迷による雇用機会の減少等により地元を離れ、阿寒湖のアイヌ文化の特徴である高い工芸技術を継承・伝承していくことが喫緊の課題となっていたことから、令和5年度にアイヌ文化伝承・技術継承施設「阿寒アイヌクラフトセンター」を整備し、アイヌ工芸技術の担い手育成に取り組んでいるところである。

さらには伝統を守りつつこれまでにない、新たな取り組みとしてアイヌ民族自らがガイドとなるアイヌ文化ガイドツアーの構築や、阿寒アイヌシアター「イコロ」における新演目の制作、一般社団法人阿寒アイヌコンサルンによるアイヌ文化の価値向上、知的財産保護など、アイヌ関連団体と本市が連携して、持続的な価値を生み出す阿寒湖アイヌ文化のブランド化を進めてきたことにより、市民及び観光客の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解が十分とは言えない状況である。

そのため、これまで進めてきた各種施策をさらに推進していくことにより市民及び観光客の関心・理解をより一層高めていくことが必要である。

※アイヌ関連団体

- ・釧路アイヌ協会（設立：昭和35年4月）
- ・リムセ保存会（設立：昭和42年2月）
- ・阿寒アイヌ協会（設立：昭和36年4月）
- ・阿寒アイヌ工芸協同組合（設立：昭和61年10月）
- ・阿寒アイヌ民族文化保存会（設立：昭和43年12月）
- ・一般社団法人阿寒アイヌコンサルン（設立：令和元年8月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・春採生活館
所在：釧路市春採1-12-22
現況：昭和53年12月設置 令和5年建替、刺繍講習会など地域住民の交流の場となっている。
- ・緑町生活館
所在：釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-43
現況：平成11年3月設置 阿寒湖のアイヌ人々の伝承活動、コミュニティ活動等の場となっている。
- ・阿寒湖アイヌシアターイコロ
所在：釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-84
現況：平成24年4月設置 国内初のアイヌ古式舞踊専用シアターとしてアイヌ古式舞踊等の演目を上演中。

・オンネチセ

所在：釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-19

現況：昭和60年4月設置 令和2年リニューアル 阿寒湖アイヌコタンにおける様々な伝統行事等のカムイノミを行う重要な拠点となっているほか、各種アイヌ文化体験事業や伝統工芸品ギャラリーの機能を有し、阿寒湖アイヌ文化の情報発信の中心施設となっている。

・阿寒アイヌクラフトセンター

所在：釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-8-3

現況：令和6年4月開館予定 アイヌ文化伝承・技術継承施設として、阿寒湖アイヌコタンの工芸技術等を次世代に継承していくための研修事業の拠点施設。

(2)アイヌ施策推進地域計画の目標

地域におけるアイヌ文化の着実な伝承・継承活動や様々な形でのアイヌ文化の発信等を通じて、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業		観光の振興その他の産業の振興に資する事業	
	伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業	阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェプノミ)情報発信事業	アイヌ文化ガイド事業	阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業
KPI	体験交流事業の参加人数	イベント参加者数	阿寒湖温泉延宿泊者数	相談件数
令和6年度 (基準年度)	60人／年間	200人／年間	50.9万人／年間	24件／年間
令和7年度	60人／年間	—	51.4万人／年間	28件／年間
令和8年度 (中間目標)	60人／年間	—	52万人／年間	32件／年間
令和9年度	60人／年間	—	52.7万人／年間	36件／年間
令和10年度 (最終目標)	60人／年間	—	53.2万人／年間	40件／年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業			
	阿寒湖アイヌコタン 活性化事業	アイヌ文化関連観 光プロモーション事 業	アイヌ文化情報発 信体験拡散プロモ ート事業	アイヌ文化フェス ティバル開催事業
KPI	阿寒湖アイヌコタン への来訪者数	阿寒湖温泉延宿 泊者数	阿寒湖温泉延宿 泊者数	阿寒湖温泉延宿 泊者数
令和6年度 (基準年度)	165人／日	50.9万人／年間	50.9万人／年間	50.9万人／年間
令和7年度	180人／日	51.4万人／年間	51.4万人／年間	51.4万人／年間
令和8年度 (中間目標)	195人／日	52万人／年間	52万人／年間	52万人／年間
令和9年度	210人／日	52.7万人／年間	52.7万人／年間	52.7万人／年間
令和10年度 (最終目標)	225人／日	53.2万人／年間	53.2万人／年間	53.2万人／年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業			地域内若しくは地 域間の交流又は国 際交流の促進に資 する事業
	アイヌ工芸技術 後継者育成事業	釧路市立博物館アイ ヌ文化紹介事業	釧路市動物園アイ ヌ文化体験事業	高齢者コミュニティ 活性化による文化 知見の伝承・共有 化事業
KPI	当該事業によりアイ ヌ工芸家として 阿寒湖アイヌコタ ンで活動するよう になった者ののべ 人数	博物館入館者数	釧路市動物園入 園者数	伝承会の参加人数
令和6年度 (基準年度)	—	2.5万人／年間	10万人／年間	20人／年間
令和7年度	4人／年間	2.62万人／年間	10.5万人／年間	20人／年間
令和8年度 (中間目標)	4人／年間	2.75万人／年間	11万人／年間	20人／年間
令和9年度	8人／年間	2.87万人／年間	11.5万人／年間	20人／年間
令和10年度 (最終目標)	8人／年間	3万人／年間	12万人／年間	20人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業

儀式、生活用具、伝統料理に必要な自然素材の確保を可能とするために伝統的生活空間を再生し、栽培地を整備することにより、アイヌの人々の文化の保存、継承、発展を図り、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活ができるよう知識の普及や啓発を促進する。

■阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェブノミ)情報発信事業

阿寒湖が原産であるヒメマスとアイヌの関わりなど、阿寒湖アイヌ文化を紹介するパンフレット等を作成し、ヒメマス祭り(カパチェブノミ)を通じて、アイヌ文化の情報発信などを行う。

4-2 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化ガイド事業

阿寒湖のアイヌ文化を国内外へ発信し、阿寒湖アイヌコタンへの来訪者の増加等を図るため、アイヌ民族自らがガイドとなり、先住民族文化やアドベンチャーツーリズムに関心の高い個人旅行者などをターゲットとして、プロモーションをはじめプログラム開発や磨き上げなどを行う。

■阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業

阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けて、アイヌ文様等を保護し、知的財産としての価値を高めるため、アイヌ文様及びそのデザイン等に関する情報発信、調査、相談、認証制度のPR、アイヌ文様デザインの作成・知的財産管理、アイヌ文化コンサルタントの認定・紹介などを行う。

■阿寒湖アイヌコタン活性化事業

阿寒湖アイヌコタンへの来訪者の増加、来訪者とアイヌの語り手との交流等、阿寒湖アイヌコタンの活性化のため、阿寒湖アイヌ広場の整備と、阿寒湖アイヌコタンやアイヌ文化への興味・関心を高めるため、道内外のショッピングモールや空港を活用した阿寒湖アイヌコタンへの誘客に資する情報発信の取組みを行う。

■アイヌ文化関連観光プロモーション事業

阿寒湖アイヌコタンへの来訪者の増加等を図るため、阿寒湖アイヌシアターイコロにおける新演目の開発などを行うとともに、多様な媒体を効果的に活用し、阿寒湖のアイヌ文化の魅力を国内外へ発信するプロモーションなどを行う。

■アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業

アイヌ高齢者等から伝承された芸術文化を日本各地において披露することで、アイヌ文化の振興を目指すとともに、阿寒湖温泉地区のアイヌコタンやアイヌシアターイコロなどへの観光プロモーションを行う。

■アイヌ文化フェスティバル開催事業

アイヌ民族の伝統文化や音楽、古式舞踊、食など阿寒湖のアイヌ文化の多様な魅力を国内外へ発信するイベントを開催する。

■アイヌ工芸技術後継者育成事業

阿寒湖のアイヌ工芸の特色である大型木彫作品等を制作する技術を次世代に継承していくため、地元のアイヌ工芸家の指導により、実際に作品を制作することで技術継承を行う。加えて収益性のある小型作品や希少な祭祀具についても制作指導により技術継承する。また、阿寒アイヌクラフトセンターを主な拠点として、阿寒湖アイヌコタンの将来を担う工芸家となる後継者を育成するためにアイヌ工芸技術等を体系的に学ぶための次世代育成事業を実施する。

■釧路市立博物館アイヌ文化紹介事業

釧路市立博物館が所蔵する様々な貴重なアイヌ文化コンテンツについて、実物資料の保全環境の改善や、より有効な展示方法による情報発信、地域のアイヌ文化資源を活用した体験事業などを実施する。

■釧路市動物園アイヌ文化体験事業

動物園が阿寒湖や釧路市内のアイヌ文化関連施設等へ旅行者を誘う拠点となるとともに、来場者へ動物とアイヌ文化との深い関係性の理解を深める機会を提供するため、アイヌ関係者と協力・連携を取りながら関連イベントやガイド等を実施する。

4-3 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業

故・山本多助翁記述ノート及び収集した資料を翻刻・デジタル化し、釧路地方のアイヌ語や文化などを明らかにし、今後のコミュニティ等活動の基礎資料としていく。また、アイヌ民族の高齢者を専門家・有識者と位置づけ、高齢者が保有するアイヌの文化知見(歌、踊り、工芸、料理、儀式、ウチャシクマ(言い伝え・昔話)など)を次世代に受け継いでいく。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業 総事業費:88,092千円

・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業

事業内容:4-1掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:86,411千円

・阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェブノミ)情報発信事業

事業内容:4-1掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度

事業費:1,681千円

(2)地域・産業振興事業 総事業費:1, 552, 469千円

・アイヌ文化ガイド事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:103, 894千円

・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:278, 985千円

・阿寒湖アイヌコタン活性化事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:88, 713千円

・アイヌ文化関連観光プロモーション事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:374, 893千円

・アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:75, 220千円

・アイヌ文化フェスティバル開催事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:131, 837千円

・アイヌ工芸技術後継者育成事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:437, 469千円

・釧路市立博物館アイヌ文化紹介事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:15, 204千円

・釧路市動物園アイヌ文化体験事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度

事業費:46, 254千円

- (3)コミュニティ活動支援事業 総事業費:33,663千円
・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業
事業内容:4-3掲載事業と同じ
事業期間:令和6年度～令和10年度
事業費:33,663千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1に記載する各事業については、アイヌ文化の伝承の場の設置やアイヌ高齢者のアイヌ文化に関する知見等を継承するなど、アイヌ文化の保存及び継承・伝承を推進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する各事業については、アイヌ文化ガイド事業や阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業、アイヌ工芸技術後継者育成事業など、アイヌ文化を活用した観光の振興及び後継者育成等を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する事業については、アイヌの人々のコミュニティ活動や地域の人々との交流を推進することにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4に記載の事業については、釧路市が直接又は委託等により実施するものであるが、釧路市暴力団排除条例(平成24年条例第33号)に基づき、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6に記載の事業については、各事業担当部署において事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検討している。

■事業実施のスケジュールの明確性

6に記載のスケジュールは、各事業担当部署において特定もしくは想定している事業者からの聞き取り等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検討している。

■ 外部の意見聴取

当該釧路市アイヌ施策推進地域計画の策定に当たっては、地域のアイヌ関連団体の意見を聞き了解を得た。

8 目標達成状況に係る評価に関する事項

(1) 評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、庁内関係者連絡会議やアイヌ関係団体と連携し、目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 評価の時期及び内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度庁内関係者連絡会議やアイヌ関係団体と連携し、各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 評価結果の公表手法

毎年、市公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

釧路市は北海道の東部に位置しており、北部に阿寒湖温泉地区、中部に阿寒地区、南部に釧路地区、西部に音別地区からなる。釧路・阿寒湖エリアは、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、豊かな自然に恵まれ、特別天然記念物の「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など貴重な動植物とその生態が見られる。

また、阿寒湖には、アイヌの人々が暮らしながら文化を継承する場として国内最大規模の「アイヌコタン」があり、釧路地区をはじめ大自然とアイヌ文化が融合する日本でも貴重なエリアとなっている。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウ(木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る)をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作していた。

こうした林産物の採取は、春採湖周辺の市有地などで行われていたが、採取する樹木等の減少や高齢化の進展により採取が困難になりつつある中で、令和4年度から共用林野制度の活用により、近隣の国有林野において採取が可能となったことで、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的及び概ねの数量

イオル再生事業のための試験栽培用およびアイヌ伝統儀式の催行。

- ・エゾイラクサ：若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約20g
- ・ムカゴイラクサ：若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約125g
- ・ヤマブドウ：若葉、ツルの若葉、実は食用。ツルで靴や籠を作成・種約200粒
- ・エハ(ヤブマメ)：食用・地上種200粒、地下種約50粒
- ・オオウバユリ：でんぷんの採取、食用・10鱗茎、種約50g

- ・ガマ : 茎葉を乾燥させゴザを編む・種約2.0g
- ・ニリンソウ : 食用10株・種約50g
- ・ヒエ : 食用10株・種約50g
- ・アワ : 食用10株・種約50g
- ・フキ : 食用50Kg
- ・コゴミ : 食用10kg
- ・ワラビ : 食用10kg
- ・キノコ各種 : 食用10Kg
- ・ヤナギ : 儀式・儀礼用 枝約1,500本
- ・ミズキ : 儀式・儀礼用 枝約1,500本
- ・キハダの実 : 食用10kg
- ・ハギ : 儀式・儀礼用 枝約250本
- ・エゾノウワミズザクラ : 儀式・儀礼用 枝約250本
- ・トマツ : 儀式・儀礼用 枝約500本
- ・行者ニンニク : 食用10kg
- ・ササ : 食用 約500本
- ・ヨモギ : 食用 約500本
- ・イケマ根茎 : 食用 約100本

③ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署又は森林管理支署の名称

- ・場所: 釧路市阿寒町 阿寒国有林 2082～2094 林班
- ・管轄: 北海道森林管理局根釧西部森林管理署

④ 契約者
釧路市

⑤ 共用者
釧路市内に居住する者であって、林産物使用等を通じて、アイヌ文化の保存・振興及び次世代への継承に資する意向のある者

⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況
令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。
令和4年12月12日に釧路市と根釧西部森林管理署との間でアイヌ共用林野契約を締結した。
令和6年1月に釧路市から令和6年度以降の計画概略を説明し、内容について了解を得た。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェブ(神の魚)、シペ(本当の食べ物)として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する舌辛川、阿寒川沿いのコタン(集落)では、マレク(突き^{かぎ}鉤)等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に獲れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチエプノミ(新しい鮭を迎える儀式)」が行われていた。

アイヌにおいて継承されてきた漁法を保存または継承し、漁法等に関する知識の普及啓発を行うため、平成30年度に白糠郡白糠町の茶路川にて白糠町のアイヌ協会会長からマレクの作成方法、漁法等に関する知識を習得した。令和6年度からは、マレク漁の技術の継承やマレク漁を一般の子供から大人に体験してもらい、鮭を使ったアイヌ伝統料理を提供する体験交流型イベントを開催し、また、とばや鮭の皮を用いた服・靴などを作り、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

一般社団法人阿寒アイヌコンサルン

住所: 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目8番3号

代表者氏名: 理事長 廣野 洋

③ 採捕の区域

釧路市阿寒町の舌辛川(富士見橋から鹿鳴の滝の区域)、阿寒川(釧路市桜田12線、桜田橋上流端の線から北電飽別電力所ピリカネツプ取水口下流端の線までの区域)、白糠郡白糠町の茶路川(大苗河原線大苗橋から町道上川西右線協和橋の区域)(別添位置図参照)

④ 採捕の期間

毎年9月～11月

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

毎年鮭、ます合計100尾

⑥ 使用漁具

種類: マレク

規模: 長さ200cm

数量: 10本

漁法: マレク(突き^{かぎ}鉤)によるアイヌ民族伝統漁法(別添資料参照)

⑦ 採捕従事者

数名程度

釧路市教育委員会生涯学習課

⑧ 使用船舶

なし

⑨ 関係機関との事前調整状況

・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況

令和6年1月12日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

・白糠漁業協同組合との事前調整状況

令和6年1月16日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。